

スポーツ界における法教育実践報告

堀田 裕二（アスカ法律事務所）

1. JFA アカデミーとは

日本サッカー協会（JFA）が、世界基準の個の育成をめざして、ロジング（寄宿舎）方式により、能力の高いものにより良い環境を与えるために開設されたエリートアカデミーである。JFA アカデミーは現在全国に4箇所存在し（福島、堺、熊本宇城、今治）、そのうち堺及び今治が中学年代の女子のみの週末帰省型アカデミーである。JFA アカデミーでは、サッカーはもちろん、人間的な面の教育も重視し、スポーツだけでなく社会をリードしていける世界基準の人材の育成を目的とするため、サッカーのトレーニング以外に、JFA プログラムとして、英会話、ライフスキル、コミュニケーションスキル、マナー等のプログラムを行っている。

2. JFA アカデミーにおける法教育授業実践の内容

(1) JFA アカデミー堺での法教育授業

2012年開校年度から授業実施し、年3回（1学期1回）各学年12名に対し、1人の講師が60分の授業を行っている。

多数の弁護士の授業を受けられる（特に女性弁護士による授業を受けられる）という点がメリットである一方、体系的な授業構成が行いにくいという課題もある。

(2) JFA アカデミー今治での法教育授業

2015年開校時から授業実施し、年4回、各4回（2日×2コマ）合計年16コマを3学年に割り振って授業を行っている（1学年平均5.3回）。授業内容によっては、2学年合同で行うこともある。

体系的な授業を行える上、ニーズに柔軟に対応できるというメリットがある反面、女性弁護士による授業等多様な弁護士による授業ができないなどの課題もある。

(3) 両アカデミーに共通する授業内容

1年：主に法律の基礎となる概念（公平など）の理解やルール作りの基礎を中心に行う。

2年：契約に関する授業、模擬裁判、模擬選挙など法律の実践を通じた多面的なものの見方などの養成を行う。

3年：国際人として必要な考え方、女性として必要な考え方、将来必要なスポーツに関する法的知識などについての授業を行う。

3. スポーツ界における法教育の必要性

大学のアメリカンフットボール部で起きた問題など、スポーツ界では不祥事が後を絶たない。これには、閉鎖的、非民主的、上意下達などのスポーツ界独特の考え方が原因として考えられる。

そのようなスポーツ界独特の考え方を改め、スポーツ界での不祥事を削減するためには、競技者自身が考える力やそれを表現できる力を持つことが重要であり、そのために法教育は重要なツールとなると考える。

JFA アカデミーでの法教育をきっかけに、スポーツ界でも法教育が普及し、不祥事のない健全なスポーツ界となることを期待して今後も同様の活動を続けていく所存である。